

## 鹿 児 島 県 公 報

平成29年 5 月 9 日（火）第3312号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

○生産事業者の登録	（森林経営課取扱い）	1
○保安林の指定（2件）	（森づくり推進課取扱い）	1
○県営土地改良事業の工事の完了（2件）	（農地整備課取扱い）	2
○道路の区域の変更	（道路維持課取扱い）	2
○歳入の徴収事務の委託	（港湾空港課取扱い）	2
○歳入の収納事務の委託	（建築課取扱い）	3

## 告 示

## 鹿児島県告示第628号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定により、次のとおり生産事業者として登録した。

平成29年 5 月 9 日

鹿児島県知事 三反園訓

登録番号	生産事業者の名称及び住所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
第5414号	中越物産株式会社 薩摩川内市花木町12番24号	種穂の採取 幼苗の育成	中越物産株式会社 薩摩川内市花木町12番24号

## 鹿児島県告示第629号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成29年 5 月 9 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 保安林の所在場所  
枕崎市別府字観音東平15930番
- 指定の目的  
水源の涵養
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び枕崎

市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 鹿児島県告示第630号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成29年5月9日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林の所在場所  
南九州市川辺町上山田字八久保6928番1
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 鹿児島県告示第631号

土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手支援型）（旧：畑地帯総合整備）（農道整備及び農用地保全）穎娃中部西地区の工事は、平成29年3月8日に完了した。

平成29年5月9日

鹿児島県知事 三反園訓

### 鹿児島県告示第632号

土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手支援型）（旧：畑地帯総合整備）（土層改良）穎娃中部西地区の工事は、平成26年12月18日に完了した。

平成29年5月9日

鹿児島県知事 三反園訓

### 鹿児島県告示第633号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成29年5月9日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年5月9日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	小山田谷山線	鹿児島市石谷町1104番3地 先から1110番2地先まで	前	36.4～38.1	23.7
			後	18.3～28.7	23.7

### 鹿児島県告示第634号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の徴収の事務を次のとおり委託した。

---

平成29年 5 月 9 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 歳入の種類  
鹿児島県港湾管理条例（昭和40年鹿児島県条例第48号）別表第2に定める鹿児島港本港区  
一般駐車場使用料
- 2 委託の相手方  
神奈川県横浜市港北区菊名七丁目3番22号  
アマノマネジメントサービス株式会社
- 3 委託期間  
平成29年4月1日から同年9月30日まで

**鹿児島県告示第635号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の収納の事務  
を次のとおり委託した。

平成29年 5 月 9 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 歳入の種類  
大島郡与論町に存する県営住宅に係る住宅使用料
- 2 委託の相手方  
大島郡与論町茶花32番地1  
与論町
- 3 委託期間  
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで